

東日本大震災にかかる対応について

東日本大震災にかかる対応について

1 地震、津波及びその被害の概要

平成23年3月11日14時46分頃、三陸沖（北緯38.1度、東経142.9度、牡鹿半島の東南東130km付近、深さ約24km）を震源とするマグニチュード9.0の地震が発生しました。各地の震度は、震度7が宮城県北部、震度6強が宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、栃木県北部・南部等で観測されました。

この地震により東北及び関東地方の太平洋沿岸を中心に大津波が発生し、岩手県宮古^{みやこ}8.5m以上、大船渡^{おおふなと}8.0m以上、宮城県石巻^{いしのまき}7.6m以上、福島県相馬^{そうま}7.3m以上等が観測されました。大津波等による被害は甚大で、死者1万5,373名、行方不明8,198名、負傷者5,364名。建築物被害は全壊11万44戸、半壊7万1,936戸、一部損壊32万118戸、被災による避難者9万8,303名となっています。

（6月6日現在）

表1 最近の震度7以上の震災比較

名 称	震 度	農林水産被害	人的被害
東北地方太平洋沖地震 〔東日本大震災〕 (平成23年)	震度7 M9.0	1兆9,386億円 (6月6日現在)	死 者：15,373人 不明者：8,198人 (6月6日現在)
新潟県中越地震 (平成16年)	震度7 M6.8	1,330億円	死 者：68人
兵庫県南部地震 〔阪神・淡路大震災〕 (平成7年)	震度7 M7.3	900億円	死 者：6,434人 不明者：3人

資料：農林水産省調べ、警察庁調べ

また、農業関係では、流失・冠水等の被害を受けた農地は、宮城県1万5千ha、福島県6千ha、岩手県2千ha等、全体で2万3,600ha、その被害額は4千億円と推定されます。このほかにも、農業用施設等の損壊3,200億円（1万8,400か所）、農産物の冠水・流出、家畜の死亡等100億円、ハウス、畜舎等の損壊等400億円の被害が生じ、合計7,600億円となっています。（6月6日現在）。

なお、九州で観測された津波の最大波は、宮崎県宮崎港1.6m、鹿児島県種子島熊野^{たねがしまくまの}で1.5mが観測されましたが、農業関係の被害はありませんでした。

2 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の概要等

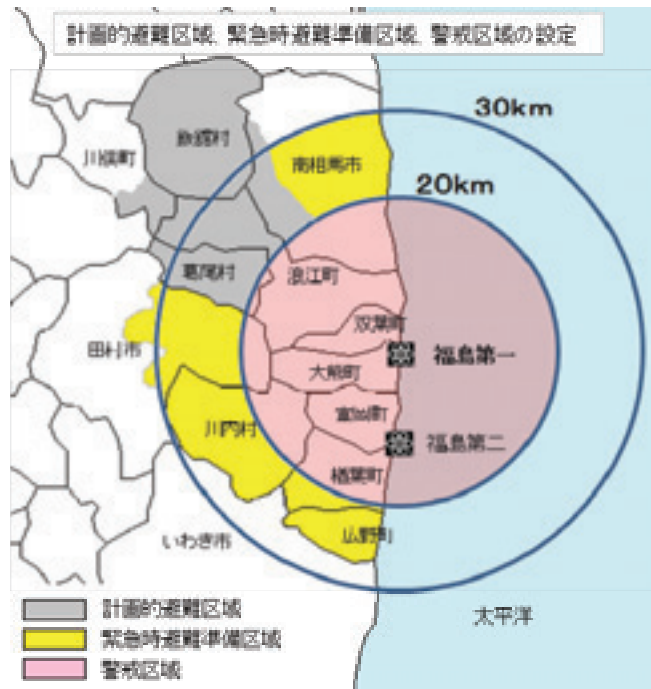
(1) 事故の概要

福島第一原子力発電所は、福島県双葉郡大熊町と双葉町にまたがって位置し、敷地面積は約350万㎡あります。6機の発電設備を有し、総出力は469.6万KWとなっています。

地震の発生により送電線が損傷したため、非常用発電機を起動したものの、発電所を襲った津波により非常用発電機が破壊され全電源が失われました。このため、原子炉と使用済み燃料プールの冷却機能が失われ、燃料棒の温度が上昇し原子炉建屋内において水素爆発等が起こり、ヨウ素131、セシウム137等の放射性物質が漏洩する事態となりました。現在原子炉等の安定的冷却状態の確立と放射性物質の放出抑制に向け、熱交換機能の確保のための工事等各種作業が進められているところです。

政府は、3月15日付けで、同発電所から20km圏内を避難区域、20～30km圏内を屋内退避区域に設定しました。4月11日には、20km圏外であっても放射性物質の累積が局所的に生じ積算線量が高い地域を計画的避難区域に、また、屋内退避区域で計画的避難区域以外の区域を緊急時避難準備区域に設定しました。原子力安全・保安院では、4月12日に国際原子力・放射線事象評価尺度（INES）評価について、深刻な事故として位置づけられるレベル7と暫定評価しました。その後、4月22日には避難区域について、立ち入りを制限する警戒区域に設定されました。

図1 計画的避難区域等の設定



(2) 農林水産業への影響

同発電所の事故により周辺地域から放射性物質が検出されたことから、3月17日に厚生労働省は食品衛生法に基づき、食品中の放射性物質に関する暫定規制値を定め、農林水産省の協力のもと、都道府県において農畜産物の安全確認のための調査を開始しました。

その調査の結果、一部地域で生産されたホウレンソウ、原乳等から暫定規制値を上回る放射性物質が検出されたため、3月21日、原子力災害対策本部長（内

閣総理大臣）から関係県知事に対して特定の農畜産物等の出荷等を差し控えるよう指示が出されました。

また、4月4日には、出荷制限の品目・区域の設定・解除の考え方が整理され、「出荷制限の対象区域については、県域を原則とするものの、市町村単位等に分割することもできること」、「出荷制限の解除については、約1週間ごとに検査を行い、3回連続で暫定規制値を下回るなど一定の基準を満たすことが必要」等が示されました。

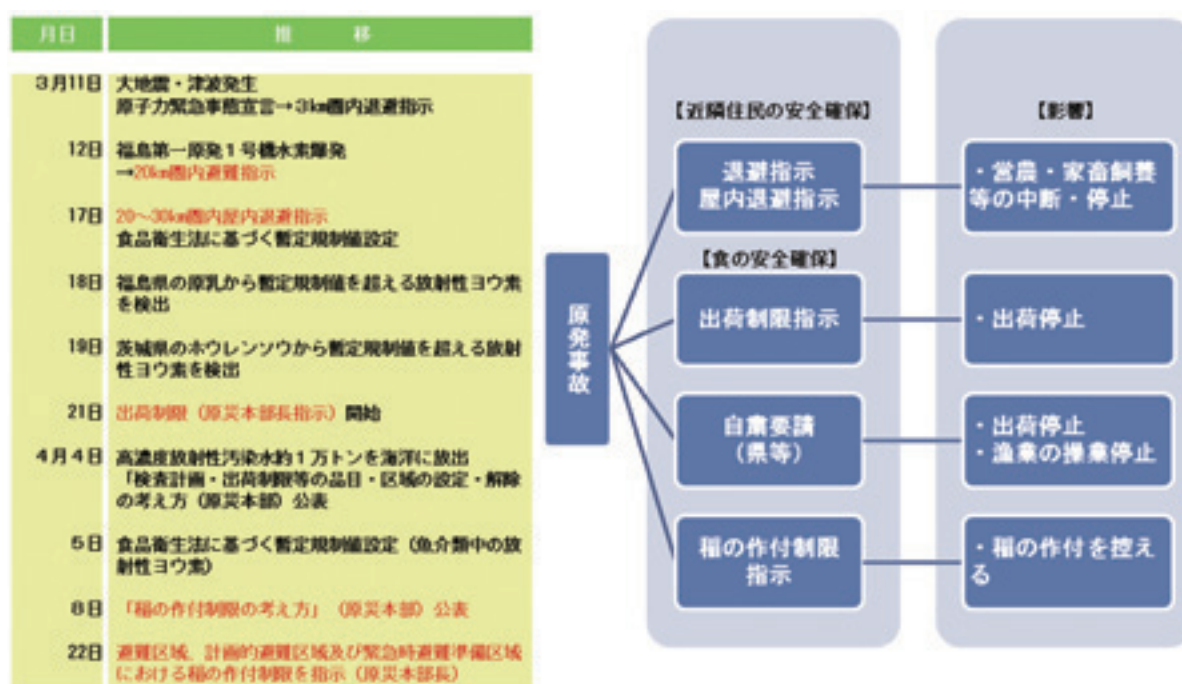
4月8日以降については、この考え方に従い順次、出荷の制限及び解除が行われているところです。

出荷制限を受けた品目は、主に茎葉が広がり放射性物質を含む粉塵の落下による付着を受けやすいハウレンソウ、カキナ等の非結球性葉菜類のほか、原乳、原木しいたけ（露地）等で、徐々に出荷制限が解除されている一方で、たけのこ、くさそてつ（こごみ）は新たに追加されています。

水稻については、4月8日、原子力災害対策本部より、「稲の作付に関する考え方」を決定し、そのなかで、①避難区域及び屋内退避区域、②生産した米（玄米）が食品衛生法上の暫定規制値を超える可能性の高い地域において、稲の作付制限を行うとの方針が示されました。この考え方を踏まえ、4月22日には、避難区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域において、作付制限を行うよう原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から指示が行われました。

このようななか、飲食料品の円滑な流通等を図り、消費者へ正確な情報を提供することが重要であることから、農林水産省では、卸売市場関係者や食品産

図2 原発事故に伴う政府の指示等（食品関係）



業事業者に対し、科学的・客観的な根拠に基づく適切な対応を求める通知を发出しました。さらに、消費者や小売事業者に対して農林水産大臣メッセージにより、「出荷制限の対象になっていない農産物等について、普段どおりに買い物や商売をしていただくこと」をお願いしました。また、農産物等に関する作付け情報等についてホームページに掲載し情報提供を行っています。

（３）輸出への影響

九州地域の各県では、野菜や畜産物等を中心にアジア等の新興国への輸出を推進しているところです。しかしながら、同発電所の事故の影響により各国からの輸入規制が強化され、日本産農産物等に対して、日付証明や産地証明、放射性物質基準適合証明を求める動きが拡大しています。

このため、九州農政局では、各県の協力も得ながら、輸出が支障なく円滑に行われるよう対応を行っているところです。

なお、６月６日現在の各国等における規制は、以下のとおりです。

- 全ての食品で輸入停止又は証明証を要求・・・24カ国・地域
- 一部食品で輸入停止又は証明証を要求・・・・・・8カ国・地域
- 検査強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・8カ国

３ 九州農政局管内における復旧・復興支援の動き

（１）九州農政局の取組

九州農政局では、23年３月11日に九州農政局東北地方太平洋沖地震災害対策本部（後日、東日本大震災災害対策本部に改称）を設置するとともに、16日には震災に対する米穀や加工食品等の食料支援についての情報提供窓口を開設しました。

食料支援については、４月21日時点で、米穀類（米飯、弁当、おにぎり、精米等）は97事業者から、即席めん、レトルト食品等の加工食品は32事業者から、有償または無償の提供ができる旨の申し入れがありました。なお、加工食品では、味噌、しょうゆ、うどん、レトルトカレー、漬物、水煮製品など多様な品目となりました。

これらの受け付けた情報は、関係機関を通じ被災地の要望とのマッチングに利用され、九州農政局管内からは、３月18日に宮崎県内の事業者から無償提供の申し入れのあった無洗米5tが新田原基地から自衛隊機により被災地に空輸され、また、同事業者から提供された飲料水1万2千ℓも別ルートで輸送されたところです。その後も提供された情報から、8事業者24品目（味噌、しょうゆ、うどん、水煮製品、菓子等）のマッチングが行われるとともに、3事業者

6 品目（レトルトカレー、水、羊かん）が事業者自ら被災地へ搬送されました。

なお、4 月 21 日以降は、支援物資の調達主体が国から、災害救助法の本来の主体である都道府県に移行しました。

さらに、食料以外の支援として、3 月 24 日には、被災農地に湛水した水を排除するため、九州農政局所有の災害用緊急ポンプ 10 台（口径 250mm 2 台、150mm 8 台）を現地に貸出し、宮城県名取市及び石巻市で使用されています。



○災害用緊急ポンプの輸送作業

また、米の生産について、被災県である宮城県及び福島県から、県内での調整のみでは 23 年産米の生産数量目標を達成できないことから、国に対して都道府県間調整の要請が行われました。内訳は宮城県分 1 万 600 t、福島県分 3 万 5 千 t の合計 4 万 5,600 t で、県間調整の結果、約 2 万 7 千 t が決定しました。なお、九州管内については、該当はありませんでした。

畜産については、被災地域の保管飼料の毀損^{きそん}、次期作付や収量の減少等により今後の粗飼料不足が懸念されることから、被災農家の営農継続を支援するため、粗飼料の提供可能量を把握することとし、九州農政局でも管内各県を通じて粗飼料の提供可能量を調査しました。

さらに、福島県では、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域で飼養されている家畜の当該区域外への移動が実施され、九州農政局でも管内各県を通じて受入可能な農場や公共牧場の確保に向けた調査を実施し、家畜の受入可能先に関する情報を福島県に提供しました。

（２）地方公共団体、民間企業等の取組

管内の地方公共団体等では、個人や企業等から寄せられた食料品、日用品、衣料品、地元の天然水（飲料水）、地域の農産物や特産品等の物資を被災地に提供する取組や医療チーム、自治体職員、防災ヘリの派遣等の人的支援が行われています。

また、被災された方で九州への避難、移住を希望される方を受け入れるため、県営住宅や市町村営住宅等の公営住宅の提供、旅館・ホテル・企業保養所等の

受け入れ情報の提供を行っており、一部の地方公共団体では公営住宅等への被災者の受入も行われました。

農林水産省においても、4月19日から「農山漁村被災者受入れ情報システム」の運用を開始し、空き家等の住まい情報、農林水産業関係の雇用等の情報、農地や耕作放棄地の情報等を被災地に提供しており、九州管内では4月27日現在で受入可能な施設等として、地方公共団体、農林水産業・食品産業関係団体等から510（全国2,157）棟（戸）の登録があり、約5千（全国約2万）人の受入が可能となっています。

さらに、被災された方々を積極的に雇用する農業法人等を、全国農業会議所・全国新規就農相談センターが募集しており、九州管内においては5月9日現在で39の法人等（全国では382件）から申込みがありました。特に、熊本県は被災された農家の就業支援について、農業法人等での就業機会、住居、移動経費をセットで提供するとともに、県内の農業法人等が、被災農家を雇用して、経営の複合化・多角化や規模拡大を図る場合は雇用経費を負担する取組が行われています。

（３）まとめ

今回の地震・津波によって被害を受けた地域は、農山漁村が多く、農業者、漁業者等の被害は甚大で、まだ、多くの方が避難生活を余儀なくされるなど今後の生活に大きな不安を抱えています。被災地では、県、市町村、住民等関係者が一体となって復興に向け動き始めています。（なお、5月2日に平成23年度補正予算が成立。）このようなことから、九州地域においても復興に向けて農地等の災害復旧や畜産における粗飼料の供給確保、さらには就業の確保等について後押しをしていく必要があります。

また、原子力発電所事故による放射性物質の放出により、葉物野菜を中心に安全性に対する不安の声があがっています。今回の事故を契機に農産物への安全性の関心が高まっていますが、政府において農畜水産物中の放射性物質のモニタリングが行われており、暫定規定値を超えるものは流通しないよう対応がとられていることなどについて、正確な情報を提供し、積極的な消費を喚起することも必要です。

九州地域は、農業産出額で全国の19%（平成21年）を占める（畜産：同25%、野菜：同18%）主要産地です。九州地域が一丸となって被災地の復興支援に向けた取組を行うことはもちろんのことですが、九州地域が農畜産物の安定生産により一層努めるとともに6次産業化等の取組により新たな需要を作り出すなど全国の食料基地としての役割を十分に果たすことが強く求められています。